CORPORATE GOVERNANCE

TOSEI CORPORATION

最終更新日:2015年3月31日 トーセイ株式会社

代表取締役 山口 誠一郎

問合せ先:経営企画部 TEL 03-3435-2864

証券コード: 8923 http://www.toseicorp.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し健全な成長を実現する事業活動を持続することにより、株主、従業員、取引先を始めとする社会全体のあらゆるステークホルダーに対して、存在意義のあるグループで在り続けたいと考えております。そのために最も重要と位置付けられるものがコーポレート・ガバナンスの充実であり、とりわけ「コンプライアンス意識の徹底」「リスクマネジメントの強化」「適時開示の実践」を三つの主要項目として掲げております。また、会社法および金融商品取引法において求められている内部統制システムの構築ならびに金融商品取引業者として投資家に対して信頼ある態勢の構築に向け、経営トップからグループ社員全員に至るまで、一丸となって体制の更なる強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山口 誠一郎	12,885,500	26.68
有限会社ゼウスキャピタル	6,000,000	12.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,286,300	6.80
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	1,480,700	3.06
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,185,900	2.45
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	1,029,700	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	921,100	1.90
エイチエスビーシー ファンド サービシィズ スパークス アセツト マネジメント コーポレイテッド	693,800	1.43
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	580,000	1.20
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアンツ 613	556,700	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社あるいは上場子会社を有しておらず、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。なお、当社はシンガポール証券取引所メインボードへ重複上場しているため、同取引所の一定の上場規則等を遵守する必要があります。

Ⅲ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性		会社との関係(※)											
八 石	橋1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k		
神野 吾郎	他の会社の出身者													
少徳 健一	公認会計士								0					

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「Δ」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神野 吾郎	0		一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。 なお、公共性の高いガス会社を含む上場会社における経営者としての幅広い経験と高い見識を有しており、客観的な立場から、他の取締役に対する監督機能を十分に発揮するとともに、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断しております。
少徳 健一	0	当社と平成27年2月末まで海外事業展開等のコンサルティング業務委託契約を締結していたSCS国際コンサルティング株式会社の代表取締役をしておりますが、その委託金額は多額なものではなく、また同社における当社への経済的依存度は低く、一般株主との利益相反が生ずるお	公認会計士としての海外を含む幅広い経験と 専門知識を有しており、会計専門家としての客 観的立場から当社の経営に対する適切な監督 を行っていただけるものと判断しております。

	それがないと判断しております。	

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 夏新

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1.監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、年間監査計画に基づく監査活動において、会計監査人と定期的な情報や意見の交換を行うとともに、会計監査人による監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人による監査に立ち会う等、緊密な相互連携をとっております。平成26年11月期の「監査法人から監査役(会)への報告会」は6回開催しております。

2.監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、2ヶ月に1回、内部監査部と定期意見交換会を実施するほか、内部監査部より適時に内部監査結果を聴取しております。また、常勤監査役が内部監査部の行う部署長ヒアリングに同席する一方、両者が連携して監査品質の向上を図るとともに、効率的な監査の実施に取組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	5 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
八 石	周注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
本田 安弘	他の会社の出身者													
北村 豊	他の会社の出身者										Δ			
西中間 裕	他の会社の出身者										0			
永野 竜樹	他の会社の出身者													
土井 修	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- % 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しており

本田 安弘	0		ます。 主に大手建設会社の管理部門における豊富な 経営経験および実務経験並びに専門的知識を 基に、当社経営の妥当性・適正性を確保する ための役割を果たしていただけるものと判断し ております。
北村 豊	0	平成17年まで、当社と取引きのあるみず ほ信託銀行株式会社の業務執行者であ りましたが、その取引規模に照らし、当社 における同社への経済的依存度は低いこ とからすれば独立役員としての独立性に 影響を与えるものではないと判断しており ます。	主に大手金融機関における海外勤務も含めた 豊富な経験と専門的知識を有しており、特に金 融面およびグローバルな視点から、当社経営 の妥当性・適正性を確保するための役割を果 たしていただけるものと判断しております。
西中間 裕	0	平成19年まで、当社と取引のある株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者であり、平成27年2月まで、当社と取引のあるオリックス株式会社の業務執行者でありましたが、その取引規模等に照らし、当社における各社への経済的依存度は低いことからすれば社外監査役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	主に大手金融機関における海外勤務も含めた 豊富な経験と専門的知識を有しており、特に金 融面およびグローバルな視点から、当社経営 の妥当性・適正性を確保するための役割を果 たしていただけるものと判断しております。
永野 竜樹	0		一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。 大手金融機関における経験を有し、現在も会社代表者として企業経営に携わっており、その幅広い経験と専門的な高い見識のもとに、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。
土井 修	0		一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。 大手証券会社および投資銀行業務を行う会社における豊富な経験と専門的な知識を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

7名

該当項目に関する補足説明

役員報酬、役員賞与は、業績等を考慮のうえ決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の内容は、下記のとおりです。

取締役に払った報酬:150,260千円(第65期事業年度)

当事業年度における取締役退職慰労引当金の繰入額30,020千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役のサポート体制

社外取締役に対する情報伝達方法として、定例取締役会については、会日の3日前までに通知するとともに事前に審議資料を配付することとし、また、臨時取締役会についても、原則として事前に審議資料を配付し、出席が適わなかった場合には、総務人事部がその決議内容についても連絡することとしております。

2. 社外監査役のサポート体制

当社の社外監査役5名のうち2名は非常勤監査役であります。常勤監査役・非常勤監査役に対する情報伝達対応として、取締役会上程議案につき、原則として、取締役会の5日前に開催される経営会議において事前協議を実施しており、その協議資料をその前日までに配付しております。なお、上記経営会議に非常勤監査役が出席できないときは、監査役会において常勤監査役から説明していただいております。また、監査役の職務の補助ならびに監査役会事務局業務を内部監査部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会の運営

取締役会は取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役会規程に基づき、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の最高意思決定機関として経営方針ならびに重要案件の決議をするとともに、取締役の職務執行を監督しております。加えて、社外取締役(独立役員)は、客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

2. 監査役監査

当社は監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。常勤監査役3名、非常勤監査役2名の計5名はいずれも会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役5名による監査役会は、原則として毎月1回開催され、必要事項を決議・協議するほか、常勤監査役の監査活動を非常勤監査役へ報告することにより全監査役の情報の共有化を図っております。

また、監査役は取締役会に出席する他、執行役員社長決裁事項に関する諮問機関である経営会議(執行役員社長が指名する執行役員で構成)にも陪席しております。

監査役監査活動は年間監査計画に基づいて実施されており、会計監査人との連携や内部監査部との連携により、効率的かつ実効性のある監査体制が構築されております。さらに、常勤監査役は各取締役及び各部門責任者との定例面談を実施し、業務執行状況の把握に努めております。

このような監査役の活動は当社の経営に対する監査機能として有効に作用しており、その効果も得られております。

3. 執行役員制

当社は、取締役の責務である経営監視・監督と業務執行をより明確に区別するために、執行役員制を採用しております。執行役員は取締役会において選任され、代表取締役社長は執行役員社長に就任しております。

全執行役員は、取締役会の決議による業務のほか、社内規程に従って、会社の業務を執行、統制しております。また、執行役員社長は、経営会議を原則毎月2回開催し、執行役員社長の行う重要な意思決定に関する事前諮問を行うと共に、取締役会決議事項の事前協議を行っております

4. コーポレート・ガバナンス会議

当社では、継続的にコーポレート・ガバナンスを強化するために、常勤取締役と常勤監査役で構成するコーポレート・ガバナンス会議を毎月1回 開催しております。

同会議では、企業価値向上のための企業統治上の懸案事項や内部統制に関する事項の確認、協議を行い、必要に応じて顧問弁護士・公認会計士等の外部有識者のアドバイスを受けております。

5. 内部監査

執行役員社長直属の内部監査部が年度計画に基づいてグループ全体の監査を実施し、不備事象については被監査部門に是正勧告を行うことにより、改善を求めております。是正必要事項については、被監査部門と協議し、具体的な指導を行うなどのフォローを充実することで実効性の高い監査を実施しております。

6. 情報開示

当社では、「会社法」及び「金融商品取引法」等の法令で定められた書類等の開示や証券取引所の定める規則に基づく情報の開示に留まらず、IR活動やホームページ等を通じて株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対し適時適切な企業情報の提供を行っております。また、シンガポール証券取引所にも株式を上場しておりますので、当該取引所の定めに従った開示も併せて行っております。

7. 会計監査人監査

当社の会計監査は、「会社法」および「金融商品取引法」に基づく監査契約を締結している新創監査法人が、年間の監査計画に従い、監査を実施しております。事業年度末の監査に加え、第1四半期末、第2四半期末、第3四半期末のレビューも実施されております。

会計監査人の状況は以下のとおりであります。

監査法人:新創監査法人

指定社員・業務執行社員 公認会計士 篠原 一馬(当該事業年度を含む継続監査年数3年)

指定社員・業務執行社員 公認会計士 坂下 貴之(当該事業年度を含む継続監査年数1年)

8. 責任限定契約

当社は、社外取締役である神野吾郎、少徳健一および社外監査役である本田安弘、北村豊、西中間裕、永野竜樹、土井修の各氏との間で、会社 法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限 度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会を設置し、透明性の高い経営の履行を目的として、社外取締役の選任および監査役全員の社外招聘をするとともに、執行役員制を採用しております。

当社の監査役は、上場来、全員社外監査役であり、経営に対し、常に、当社の企業価値および株主共同の利益の確保、向上の視点に立ち、監査を行っております。また、社外取締役を取締役会に迎えることで、より一層経営に対する監督機能を強化しております。一方、経営においては、執行役員制を採用することにより、意思決定機能および業務分担の最適化と、業務執行における権限委譲を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

このように、当社の経営および経営に対する監視・監督の体制は十分に機能し得るものとなっていることから、現状の体制を採用しております。

州株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送(法定期日から3営業日以上前)しております。
集中日を回避した株主総会の設定	該当いたしません。(2月総会のため)
電磁的方法による議決権の行使	平成27年2月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施するとともに、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知全文を英文で提供しております。
その他	株主の皆様に理解をより深めていただくために、(1)ビジュアル化対応の株主総会(2)株主総会終了後の事業戦略説明会を実施しております。また、当社のホームページに招集通知(和文および英文)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社のホームページに掲載しておりま す。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家とのコミュニケーションを目的とし、個人投資家向け説明会を実施 しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	年2回のラージミーティング(本決算・中間決算発表後)を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報ページを設置し、「ニュースリリース」等では、常に最新の情報を掲載しております。「IRライブラリー」では、決算短信・有価証券報告書をはじめ、半期ごとの決算説明会の動画配信もスライドとともに配信しております。IR資料ならびに動画配信につきましては英語版の開示も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	情報開示規程の制定、平成18年12月より施行
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業を通じた環境貢献として、環境配慮型のオフィスビル・住宅の開発、再生を推進しているほか、社内の省エネ省資源活動や植樹活動などを実施しております。平成23年からは東日本大震災の被災地支援活動などを行っております。これらの活動については、毎年「トーセイグループCSR活動のご報告」を作成し、当社ホームページ内に開示しています。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーの制定、運用

V内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、基本方針の一部を平成25年12月25日開催の取締役会において改定し、以下のとおりとしております。なお、平成26年11月30日現在の整備状況につきましては、後述のとおりであります。

「会社の業務の適正の確保」に関する当社の基本方針

- 1.法令等遵守に関する基本方針
- (1)法令等遵守に対する意識を徹底する
- (2)法令等違反に対するチェック機能を強化する
- (3) 法令等違反が起こってしまった場合の迅速な対処と情報開示を適時適切に行う
- (4) 反社会的勢力との取引を根絶する
- 2.情報の保存および管理に関する基本方針
- (1)情報保存管理の重要性の認識を徹底する
- (2) 重要情報の漏洩防止への取組みを強化する
- (3)適時開示すべき情報の把握を徹底するとともに虚偽記載・重大な欠落を防止する
- 3.損失の危険の管理に関する基本方針
- (1)企業活動の維持継続に障害となるリスクの認識・分析・評価を徹底する
- (2)リスク管理状況のモニタリングを強化する
- (3)不測の事態の発生、顕在化の予兆に対する内部報告体制を充実させる
- (4)不測の事態や事故等が発生した場合の迅速な対処と情報開示を適時適切に行う
- 4.取締役の効率的な職務執行に関する基本方針
- (1)経営上の重要事項に関する審議、意思決定を適時適切かつ効率的に行う
- (2)経営計画・事業目標における過度な効率性追求を排除し、会社の健全性とのバランスを認識した意思決定を行う
- (3)業務権限規程に従い効率的な業務執行が行われるよう体制を整備する
- 5.グループ全体の業務の適正に関する基本方針
- (1) グループ全体の役職員に対し企業理念・コンプライアンス意識の浸透を強く推し進め、グループ各社の法令等遵守を徹底する
- (2)グループ各社の経営課題の共有と解決に努め、リスク管理体制を強化する
- (3) 適時適切な情報交換によるグループ各社の内部統制体制を強化する
- (4)グループ全体にかかる財務報告の適正性を確保するための体制を強化する
- (5)グループを利用した不正な行為や通常でない取引を排除する
- 6.監査役の監査が実効的に行われるための体制に関する基本方針
- (1) 監査役の職務を補助するために取締役から独立した使用人を提供する
- (2)前項の使用人の人事異動・評価等に関しては監査役会の同意を得る
- (3) 重大な損失発生およびそのおそれがある場合や法令等違反・不正行為を役職員が発見した場合の監査役会への速やかな報告を徹底する
- (4) 取締役および重要な使用人から監査役への適時な報告を徹底する
- (5)重要書類を適時に閲覧に供する
- (6)内部通報があった場合には速やかに監査役に報告する
- (7)取締役は監査役監査に対する理解と協力支援に努めるとともに、監査役からの指導事項について積極的に改善する
- (8)グループ全体の監査役監査の充実を果たすため、取締役は監査役に対して必要な協力を行う

当社グループが整備している「会社の業務の適正を確保するための体制」および当期(平成26年11月期)に実施した新たな整備内容

1.法令等遵守

- (1)業務執行を行う取締役の監督のため、2名の社外取締役が選任されており、また、監査役4名は全員が社外監査役であります。なお、当社は、東京証券取引所の「上場会社コーポレートガバナンス原則」に従い、社外取締役2名、社外監査役4名の合計6名を、「独立役員」として届け出ております。
- (2) 常勤取締役および常勤監査役で構成されるコーポレートガバナンス会議を、毎月定期に開催している他、代表取締役は毎月1回、他の取締役は四半期ごとに1回、常勤監査役と面談を行い、より質の高いガバナンス体制の実現に向けた経営全般に跨る諸事項を協議検討しております。また、部署長およびグループ各社のコンプライアンス責任者で構成されるコンプライアンス委員会(毎月開催)において、啓蒙、研修、問題把握、対応策の協議等を行うとともに、法令等違反の予兆の確認を行っており、その内容は毎月の取締役会において報告されております。
- (3) 法令違反に対する意識の徹底とチェック機能の強化のため、年度当初にコンプライアンス・プログラムを定め、各種研修、勉強会や規程等の整備を行うとともに、月例で、コンプライアンス標語の募集・掲示、リーガルマインド醸成のための小冊子「コンプライアンスマインド」の配付を行っております。また、前期に引き続きコンプライアンスアンケートを実施し、コンプライアンス意識の浸透状況を確認しております。
- 当期は、定例研修としてコンプライアンス全般研修、インサイダー研修、金融商品取引業研修を、職種・職層・社歴に合わせて実施するとともに、新規入社者に対するコンプライアンス研修を強化いたしました。また、情報管理に対する意識啓発のために、当期より情報資産管理研修を実施いた。また、情報管理に対する意識啓発のために、当期より情報資産管理研修を実施いた。また、
- (4)外部のコンサルティングを基に金融商品取引業者としての態勢強化に取り組みました。
- (5) AS事業各部長およびグループ会社責任者で構成される事業法務連絡会議を毎月開催し、当社グループの行う事業に関連する法令等の改正への対応や、所属業界団体からの情報収集および当社グループにおける許認可に関する法令等の周知等を実施するとともに、法令遵守状況等のモニタリングを行っております。
- (6)エンドユーザー向け事業の増加に伴い、広告等の審査について統一的なルールを設けました。
- (7) 社内、社外の窓口を備えた内部通報制度を設けております。また、従業員に対して、内部通報制度について継続的に周知を図っております。 (8) 反社会的勢力との関わりを排除すべく、定例研修として反社会的勢力対応研修を実施しております。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を 策定しており、不当要求防止責任者を定めております。

2.情報の保存および管理

- (1)取締役会および重要な会議・委員会ごとに事務局を定め、情報の保存管理の徹底を図っております。
- (2) 重要情報については、文書保存規則に則り、検索性の高い状態で保存しております。また、各部署で定期的に情報資産の棚卸を実施、文書保存件名簿兼機密情報件名簿を作成し、その件名簿を総務人事部で一括管理をするとともに、保存期間の経過した文書の廃棄を徹底いたしました。さらに、電子情報管理のセキュリティを強化しました。
- (3) 当期より、情報資産管理研修を行い、個人情報を含む機密情報の管理について、意識啓発を強化しました。
- (4) 改正金融商品取引法の施行に伴い、インサイダー取引防止規程改定を実施、社内周知を徹底するとともに、内部情報管理を強化しました。
- (5)各部署担当執行役員で構成される情報開示委員会(当期:19回開催)において、東京証券取引所およびシンガポール証券取引所からの通達等の検証を行い、適時開示情報の把握をするとともに、情報開示に際しては委員会の機動的な開催により、開示情報の適正性等を審議するほか、開示に関する報告・確認シートを活用して開示情報の管理を行っております。なお、情報開示委員会の内容は、毎月の取締役会において報

告されております。

(6)第64回定時株主総会における議決権行使結果について関東財務局長に対して臨時報告書を提出するとともに、EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)により開示いたしました。

3.損失の危険の管理

- (1)各部署長およびグループ各社のリスク管理責任者で構成されるリスク管理委員会を毎月開催し、グループ全社のリスクの認識・分析・評価、個別事象の情報収集と対策の協議を行っており、リスク管理委員会の協議内容は、毎月の取締役会において報告されております。また、重要なリスク情報についてはコーポレートガバナンス会議において常勤取締役から常勤監査役に定例報告しております。
- (2)財務報告に係るリスク評価項目について、四半期ごとに検証を実施しております。
- (3) 不測の事態の発生、顕在化の予兆に対する内部報告体制の充実のため、年度当初にリスク管理プログラムを定め、「リスクの評価・分析」「リスクへの対応策の立案・実施」「対策の有効性・機能のチェックの見直し」「対策の周知」のリスクマネジメントサイクルを実行しております。
- (4)新たに開始した子会社による上場投資法人運用に関して、外部からのコンサルティングを受け、当社内部監査部がそれをモニタリングしました。
- (5)グループ全体に関るトラブル(予兆含む)につき定期、または必要の都度、監査役へ報告しております。

4.取締役の効率的職務執行

- (1)毎月定時に開催される取締役会の他、四半期決算の承認をはじめ、迅速な意思決定を行うための臨時取締役会を必要に応じて開催しております(当期:定時12回、臨時(四半期決算含む)7回開催)。
- (2)取締役会における審議を効率的かつ充実したものにするために、取締役会開催前に執行役員ならびに監査役(陪席)が参加する経営会議を行い、詳細検討に努めております(当期:定時24回、臨時8回開催)。
- (3) グループ全役職員に経営方針や目指すべき方向性を周知徹底するために企業理念を掲げ、その理念に沿った中期経営計画ならびに単年度事業計画を定めております。当期は、現中期経営計画の振り返りおよび内外環境分析をもとに、中長期ビジョンを掲げ、次期3カ年の新中期経営計画を策定しました。
- (4)従前のアセットソリューション4事業部を新たに4事業本部8AS事業部に組織変更し、各AS事業部長にアセットソリューション事業本部長の権限を一部委譲いたしました。

5.グループ全体の業務の適正

- (1)グループ各社に対して、当社(親会社)と同レベルの内部管理体制の構築を求め、必要に応じて支援策を講じております。
- (2) 一部のグループ会社は、年度当初に各社独自のコンプライアンス・プログラムを定め、その進捗状況を報告させて、内部管理体制の強化を図っております。
- (3)各種研修、月例で実施しているコンプライアンス標語の募集・掲示、リーガルマインド醸成のための小冊子「コンプライアンスマインド」の配付、リスク診断などをグループ会社も対象に実施しております。また、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会にグループ各社の責任者を出席させております。
- (4)前期に引き続き、親会社と同様のコンプライアンスアンケートを実施し、グループ各社のコンプライアンス意識の浸透状況を確認しております。 (5)当社内部監査部によるグループ会社の内部監査の実施、グループ各社の経営状況につき毎月の経営会議で報告、また、経営企画部主催の関係会社会議を通じて毎月のリスクの兆候を定期的に把握しております。さらに、当社内にグループ会社の業務支援プロジェクトを設置し、経営課題の解決に注力しております。
- (6)グループ各社に事故等が発生した場合は、リスク管理委員長への適時報告を義務付けております。
- (7)「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制についての基本方針」の「グループ全体の業務の適正に関する基本方針」の一部を改定いたしました。
- (8)グループ会社に外部有識者を顧問として招聘し、内部統制構築、収益性向上に向けた経営・事業戦略等の助言・指導を仰いでおります。
- (9)当社グループの行う事業に関連する法令等の改正への対応や、顧客勧誘に関する注意事項および当社グループにおける許認可に関する法令等の周知等を実施する事業法務連絡会議にグループ会社担当者も参加させております。
- (10)金融商品取引業者として登録しているグループ会社においては、外部のコンサルティングを基に内部管理態勢の強化に継続して取り組んでおります。
- (11)当社の監査役が主催する「グループ会社監査役連絡会」(半期ごと開催)に対して、必要な協力を行っております。
- (12)グループ間での重要な取引は当社取締役会に事前報告させるルールを整備しております(当期は該当なし)。

6.監査役の監査が実効的に行われるための体制

- (1) 監査役の職務を補助するために内部監査部を担当部署と定め、監査役の職務の補助ならびに監査役会事務局の業務を行わせております。
- (2)上記(1)の業務は直接監査役からの指示命令に従う体制であり、また、人事評価、賞罰や担当者の人事異動に関しては、監査役会の同意を得て実施しております。
- (3)常勤監査役に対して、コーポレートガバナンス会議において経営全般に関する諸問題を報告している他、代表取締役は毎月1回、他の取締役は四半期ごとに1回、その他の重要な使用人は半期に1回の面談において担当職務に関する報告を実施し、グループ会社の社長・役員と当社常勤監査役との面談も実施しております(子会社調査各1回、意見交換会2回)。また、企業活動の維持継続において重大なリスクに発展する可能性のある事象や予兆のほか係争事項、事故、クレーム等の個別事案につき適時適切に監査役に報告しております。
- (4) 定時・臨時の取締役会の他、毎月2回定時および必要に応じて臨時に開催される経営会議に監査役の陪席を得、取締役ならびに執行役員が適時適切な報告を行っております。また、業務監査や取締役会・経営会議の中で監査役から指摘を受けた事項については、可及的速やかに対処するとともに、3ヵ月に一度、取締役会において進捗を報告しております。監査役から閲覧の求めのあった書類については、速やかに提供しております。
- (5)内部通報は全て速やかに監査役に報告される体制を整備し、内部通報が無い場合でもその旨を月例報告しております。
- (6)取締役は、年度ごとの監査役監査計画の説明を受け、その理解と協力に努めております。
- (7)四半期決算ごとに実施される「監査法人からの取締役への監査結果説明会」に監査役が陪席し、報告内容およびそれに対する取締役の対応を確認しております。
- (8)三様監査の充実のため、定期的に「会計監査人から監査役(会)への報告会」「監査役・内部監査部意見交換会」が開催されております(当期: 会計監査人と6回、内部監査部と6回開催)。
- (9)社外取締役と監査役との意見交換会を開催いたしました(当期3回)。
- (10)グループ全体の監査役監査の充実を果たすため、半期ごとのグループ会社監査役連絡会の開催に対し、必要な協力を行っております。
- (11)当社グループが関与する法律事案の状況を理解いただくため、当社顧問弁護士との意見交換会を実施いただきました(当期3回)。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じ、実際に反社会的 勢力とトラブル等が発生した場合には、毅然と立ち向かうことといたしております。

平時においては、取引の開始時には、取引先が反社会的勢力でないことを必ず確認することとし、有事においては、個人で対応することなく、総務人事部(不当要求防止責任者を設置)と連携して組織で対応するとともに、顧問弁護士や、所轄の警察当局とも連携することとしております。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定するほか、「コンプライアンス・ガイドブック」において反社会的勢力との関係遮断の基本方針と具体的な行動のチェックポイントを定め、年に1回反社会的勢力対応研修を実施し、社員教育を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1)基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えてお

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の 売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役 会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収 者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針を決定する者たる資質としては、特に、当社グループの能力の最大化につながる「不動産と金融の融合」を可能とする6つの事業領域を自社でカバーする体制、およびそれを支える不動産と金融の専門的な知識・経験をもった従業員、多彩な価値創造技術を支える能力や情報ネットワークの構築に基づき時間をかけて醸成してきた不動産業界における信用および総合的事業を可能とするノウハウへの理解が必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループでは、当期が初年度となる新中期経営計画『Advancing Together 2017』(2014年12月~2017年11月)では、既存6事業のさらなる拡大・発展及び周辺事業領域への進出検討により、経営基盤の一層の強化を図り、事業拡大に伴ったグループ拡大・人員増に向けて最適なガバナンスを構築するとともに効率的な組織運営体制の構築に取り組みます。さらに当社グループの最重要財産である人財育成に注力し、グループ社員の従業員満足度を高めてまいります。一方で、さらなる企業成長のために、顧客満足度の高い商品や、高品質のサービスを提供することにより、オリジナリティーあふれる"トーセイブランド"を確立していくことを新中期経営計画の基本方針としております。これらの方針の基に、「グローバルな発想を持つ心豊かなプロフェッショナルとして、新たな価値と感動を創造」していくグループであるために、ベンチャー精神を持って既成の概念を打破し、リスクテークする企業集団として、さらに邁進してまいります。

当社グループでは、これまでにも、複数の社外取締役(2名)の選任、全監査役(5名)の社外招聘、及び社外役員7名全員を東京証券取引所の「上場会社コーポレートガバナンス原則」に従った「独立役員」として届出を行っております。また、執行役員制の導入による業務執行機能強化、コーポレート・ガバナンス会議の設置などに取り組んでまいりましたが、今後とも、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化に取り組んでまいります。具体的には、当社のコンプライアンス規範に則り、模範的行動レベルから理想的行動レベルへ高次なコンプライアンス意識に基づく行動を実践すること、企業活動に伴うリスクを的確に把握・分析し、リスク・マネジメントを徹底すること、フェアディスクローズの精神に基づき、正確な会社情報を迅速に公表し、投資家を含むあらゆるステークホルダーへの説明責任を継続して果たすことなどに注力してまいります。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的とするものです。

本プランは、当社株券等に対する買付等((A)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは(B)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為等)を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)が従うべき手続等について定めております。

具体的には、買付者等には、買付等に先立ち、意向表明書および必要情報等を記載した買付説明書等を当社に対して提出していただきます。 これを受け、独立委員会において、独立した専門家の助言を得ながら、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画 等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提示する代替案の検討等、買付者等との協議・交渉等を行うとともに、当社においては、適時に 情報開示を行います。

独立委員会は、本プランに定められた手続に従わなかった買付等や当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であって、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。また、株主意思確認総会が開催された場合には、これに従うものとします。この新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められない旨の行使条件および原則として当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等が付されております。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、また、株主意思確認総会が開催された場合には、これに従うものとします。買付者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買付等を行ってはならないものとします。本プランの有効期間は、第65回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(4)具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、当社の中期経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランについては、その更新について株主総会の承認を得ていること、その有効期間が最長約3年間と定められた上、当社取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていること、当社経営陣から独立した者によって構成される独立委員会が設置され、本プランにおける対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、発動の内容として合理的な客観的要件が設定されていること、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していることなどから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社グループでは、会社法に規定されている「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制」(いわゆる内部統制システム)を定めております(詳細は「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております)。そのほか、リスクマネジメント体制の充実、グループ全従業員を対象としたコンプライアンス研修の実施、適時情報開示体制の整備・強化等を行うとともに、事業を通じた環境貢献として、環境配慮型のオフィスビル・マンションの開発、再生を推進しているほか、社内の省エネ省資源活動や植樹活動などを実施しております。平成23年からは東日本大震災の被災地支援活動などを行っております。2.適時開示体制の概要

(1)基本方針

当社はコーポレートガバナンスおよび企業の社会的責任の観点と企業価値が市場の基準であるという基本認識に立脚し、会社情報を適切に管理し、重要情報について迅速かつ合理的に開示することは企業経営における最も重要な責務であると考えております。投資家の皆様の信頼と証券市場における当社の信用を確固としたものにするため会社情報の適時開示に係る社内体制の整備に努めております。

(2)適時開示体制

(A)情報開示担当役員及び担当部門について

(i)情報開示担当役員及び担当部門

情報開示担当役員は管理部門統括執行役員であり、担当部署は経営企画部としております。但し、本決算、四半期決算に関する適時開示については財務経理部と連携して担当いたします。

(ii)情報開示委員会

会社情報を適時適切に開示するため、情報の一元的集約と共有および開示内容と要否について検討する情報開示委員会を設置しております。 情報開示委員会の委員長は情報開示担当役員、メンバーは統括執行役員、担当執行役員で構成されており、事務局は経営企画部となっており ます。情報開示委員会は下記(C)の法令や規程などの目的に沿って会社情報の開示が行われるよう、責務を負っております。

(B)開示情報の把握と確認について

会社情報を適時適切に開示するため、適時開示担当部署である経営企画部は、当社の取締役会、経営会議、事業部門、管理部門ならびに子会社とのコミュニケーションを緊密に行える体制の整備に努めております。

(i)取締役会·経営会議

取締役会については総務人事部、経営会議については経営企画部が事務局を担当することで、適時開示に該当すると考えられる事項について 迅速に把握できる体制としております。

(ii) 事業部門·管理部門

事業部門、管理部門に関しては、月例の幹部会における事業進捗や状況の報告や回付される決裁書の内容について総務人事部がコンプライアンス上のチェックを行い、経営企画部が開示事項に該当する可能性がある事実を把握できる体制としております。

(iii) 子会計

子会社に対しては経営企画部が管理所管部署となっており、関係会社会議を通じて月次で経営実態の把握を行うとともに、役員の派遣等により適時開示の対象となる情報の入手を行える体制としております。

(C)適時開示の判定基準について

会社情報の適時開示の要否については、下記の法令・規程等を基準根拠として判定いたしております。

- (i)会社法·金融商品取引法およびその他関連法規
- (ii)東京証券取引所の諸規則
- (iii)シンガポール証券取引所にセカンダリー上場していることにともない同取引所から遵守することを求められている諸規則
- (iv) 当社定款
- (v) 当社インサイダー取引防止規程
- (vi)当社情報開示規程
- (vii)当社ディスクロージャーポリシー(当社ホームページに掲載)
- (D)情報開示業務のフローについて(別紙 参照)
- ・当社情報開示規程に定める重要情報「法令開示情報」、「適時開示情報」、ならびに「シンガポール証券取引所が求める開示情報」は、所管部署から迅速に経営会議事務局である経営企画部または取締役会事務局である総務人事部に報告されます。経営企画部および総務人事部は所管部署に対し、情報管理の徹底を指示し、必要に応じて詳細の確認を行います。
- ・経営企画部は情報開示委員会事務局として当該情報について情報開示委員会に報告し、情報開示委員会において開示の要否について検討を 行います。
- ・開示が必要と認められた情報については、経営企画部は必要に応じ弁護士、会計監査人等の助言、指導を得て開示資料案を作成(決算に関する開示資料は財務経理部作成)し、総務人事部による記載内容の確認を行い、取締役会決議事項は取締役会の決議を経て、その他の決議事項は執行役員社長による開示の決裁を経て、開示内容を確定いたします。

(E)適時開示手続きについて

(i)通常の場合

適時開示に際しては、経営企画部により東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」への開示が行われるほか、TDnet開示と同時刻にシンガポール証券取引所が運営する「SGXNET」へ英文による開示が行われます。開示後速やかに記者クラブその他各メディアに対するリリース資料配布により公表され、当社ホームページにも掲載されます。また、適時開示の判定基準に該当しない情報につきましても投資家に対する公平性の観点から積極的に当社ホームページに開示しております。

(ii)緊急の場合

執行役員社長または情報取扱責任者である情報開示担当役員の判断により迅速な情報開示を行うこととしております。

(3)会社情報管理

(A)情報漏えい防止について

当社では「インサイダー取引防止規程」に基づき、総務人事部の属する部門を統括する執行役員が、重要な内部情報の社内管理、日本証券業協会への対応、内部管理の適時開示の管理責任者(情報取扱責任者)となっております。内部情報については、職務執行上必要と認められる者に閲覧および利用を限定するよう努めるとともに、各部署長は業務上取得した内部情報については記録された書類、電磁的記録等の保管を厳重に行うなど漏洩防止に必要な処置を講じるとともに、社外に書類、資料作成を委託する場合は秘密保持について必要な処置を講じることとしております。

(B)インサイダー取引規制について

当社では「インサイダー取引防止規程」に基づき、従業員および役員等の内部者取引(インサイダー取引)の未然防止を図る為、従業員および役員等がその職務に関して取得した内部情報の管理、株式等の売買その他の取引の規制および服務に際し遵守すべき事項を定めております。併せて、以下に示す具体的対策を講じることにより、規程の実効性を向上させております。

(i)従業員・役員等に対する売買の規制

従業員・役員等が当社株式を売買する場合は、原則として「株式等売買申請書」を内部情報取扱責任者に届け出て、承認を得ることとしております。また、当該売買の結果については、「株式等売買結果報告書」により、内部情報取扱責任者に報告することとしております。

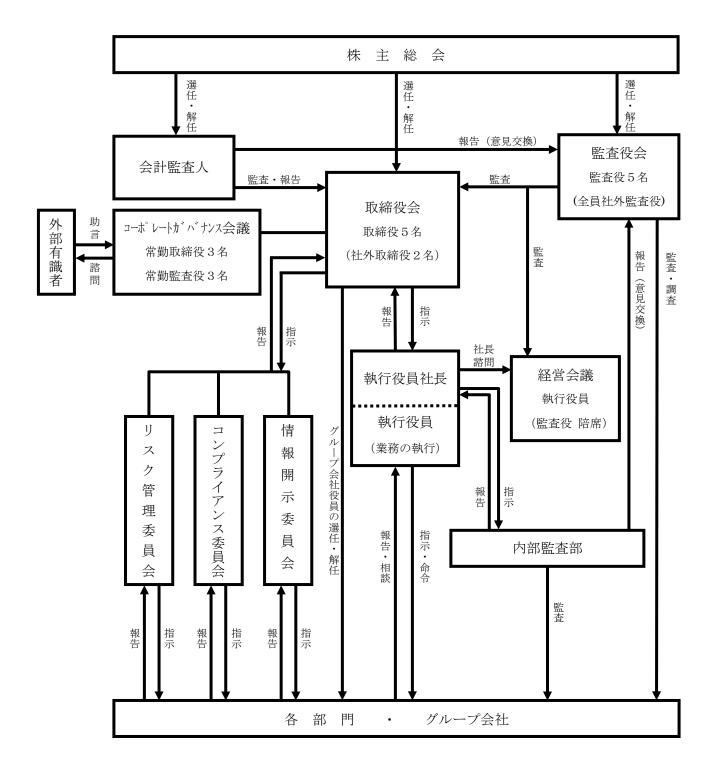
(ii)内部情報の管理

従業員・役員等が職務上、当社または上場他社の内部情報に該当する可能性のある情報を知った場合は、「当会社に係る内部情報入手報告書」または「他社内部情報入手報告書」により、内部情報取扱責任者に報告することとしております。

(iii) 取締役会における情報開示委員会の定期活動報告

「情報開示委員会の活動」については、月例開催の取締役会における定例報告事項(所管は総務人事部)とすることで役員に対し、適時開示および情報管理の状況について周知徹底しております。 (iv)従業員・役員に対する教育 総務人事部が主催する社内研修において、内部者取引(インサイダー取引)についての教育、啓蒙を実施しております。

トーセイ株式会社 コーポレートガバナンス体制 模式図



トーセイ株式会社 情報開示の業務フロー

